

企業会計基準公開草案第44号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」等に対するコメント

平成 22 年 11 月 9 日
公 認 会 計 士
佐 々 木 秀 和

この度、企業会計基準公開草案第 44 号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」等に対するコメントの機会を頂きましたことに感謝致します。当コメントが貴委員会における議論の一助となることを期待しております。

論点の項目	コメント
連結財務諸表に関する会計基準(案)	
子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三の改正について	<p>子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三(会計基準案第 7-2 項)の適用対象から出資者を削除し、資産の譲渡者のみとする改正について、企業グループの実態がより忠実に表現されることにつながると考えられることから賛成する。また、複数回の改正を回避すべきか否かについても、貴委員会の判断を尊重し、短期的に改善することに賛成する。</p> <p>なお、会計基準案第 7-2 項の末尾が「推定する」となっていることに関して、同項の要件を満たす場合であっても、子会社に該当すると判断すべき状況があるのか否か、あるとすればそれはどのような状況であるのかについて、可能な範囲内で示して頂きたい。</p>
ノンリコース債務の開示について	<p>連結の範囲に含めた特別目的会社に関して、当該特別目的会社の資産及び当該資産から生ずる収益のみを裏付けとし、他の資産等へ遡及しない債務(ノンリコース債務)を注記又は区分掲記することについて、現時点においては容認規定とした方が望ましいと考える。</p> <p>特別目的会社以外の企業に係るノンリコース債務については注記等が求められておらず、また、ノンリコース債務に限らず子会社の債務は親会社等他のグループ内企業の資産等へ遡及するとは限らないところ、附属明細表における社債を除き企業別の債務の開示は求められていないことから、特別目的会社に係るノンリコース債務の開示には強制規定とすべき程の有用性はないのではないかと考える。従って、少なくとも IASB の連結プロジェクトが完了するまでは、自主的な開示を推奨するにとどめた方が望ましいと考える。</p>
投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)	
連結の範囲に含まれる企業の明確化について	<p>営業者及び匿名組合が、いずれも匿名組合員の子会社に該当する場合において、当該匿名組合の事業を含む営業者の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属するようなときは、営業者ではなく匿名組合自体を連結の範囲に含めることについて、実務上の簡便法として賛成する。しかしながら、スキームの組み方により会計処理の結果が異なる可能性や、営業者固有の資産・負債に重要性がある場合であっても営業者は連結不要であると曲解されるおそれがあることから、営業者と匿名組合がいずれも子会社である場合、営業者固有の事業と匿名組合とを別個の事業体とみなし、それぞれについて連結手続きを実施することを原則として示した方が望ましいと考える。</p> <p>なお、「組合に対する出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されていても、このことと子会社に該当し連結の範囲に含まれることとは別個に判断すべき」との記載と、「営業者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているが、匿名組合事業は営業者の個別財務諸表に反映されていることから、営業者においては当該匿名組合を子会社とする必要はない」との記載は矛盾しているのではないかと考えられる。従って、営業者が匿名組合を支配している場合には、当該匿名組合を連結すること(匿名組合出資預り金を少数株主持分に振替えること)についても、今後検討すべきである。</p> <p>さらに、コンバージェンスの観点から、連結財務諸表上、匿名組合出資預り金を負債性金融商品として扱うべきか否かについても、将来検討することが望ましいと考える。</p>

以上